

平成29年 6月 1日	
所 属	教育委員会事務局 管理部 職員課
所属長	課長 益田 善行
電 話	06 - 4950 - 5660

退職者による在職期間中の規律違反行為に係る情報の公表について

1 当該退職者が規律違反行為を行った時の役職等

元 尼崎市立幼稚園 園長

2 当該退職者が現に職員であるならば課されることになると想定される懲戒処分内容

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号）

3 規律違反行為の概要等

平成28年7月に尼崎市教育委員会が実施した保護者向け説明会に参加していた一部の保護者の言動に対し、当該退職者が、尼崎市立幼稚園への入園を考えている保護者を名乗り、不適切な表現を用いた手紙を作成するとともに、尼崎市立幼稚園に投函されたものとの虚偽の説明を行い、関係者に手渡した。

こうした行為は、教育公務員として信用を損なう行為であり、現に職員であるならば、地方公務員法に基づく戒告になると想定されるが、現在本市職員（地方公務員法第3条第2項に規定する一般職）としての身分を失っていることから、尼崎市退職者による在職期間中の規律違反行為に係る情報の公表に関する要綱に基づき本件内容を公表する。

以 上